

2018年3月19日

胎内市長
井畑明彦様

日本労働組合総連合会新潟県連合会下越地域協議会

議長 福井正史

連合胎内支部

支部長 富樫智徳



2018春季生活闘争に関わる要請書

貴職におかれましては、胎内市発展に向けご尽力いただいておりますことに衷心から敬意を表します

さて、昨年1月20日にトランプ氏がアメリカ大統領に就任し、極端な外交や発言等により世界各国が振り回されている状況が続いております。それに伴い、引き続き日本経済の今後の動向やその他世界全体への影響について重要視していかなければならない状況となっております。また、中国をはじめとする新興国の景気減速傾向などについても引き続き注視が必要な状況です。日本経済については、2017年4-6月期は年率換算の実質GDPが対前期比4.0%、7-9月期は同1.4%と上昇はしておりますが、まだまだ新潟県民にとって景気回復の実感はないのが現状であり、実質賃金の引上げによる暮らしの底上げが切に望まれます。

新潟県内においては、2017年12月の業況判断指数が前回9月に比べ2ポイント上昇の4ポイント、業況調査は「良い」となっておりますが、今後は「良い」超幅が縮小する見通しとなっております。また、県内の雇用情勢について、新潟労働局は「県内の雇用情勢は着実に改善が進んでいる。」としていますが、非正規雇用比率は年々拡大しており、安定した雇用政策が求められます。

胎内市の人口減少は喫緊の課題となっており、2005年の32,813人をピークに減少を続けています。胎内市の雇用創出を進め、定住者を増やし、持続可能な社会としていくためにも、安心して働き、暮らしていける環境の整備と社会保障の充実の両面が求められます。

連合2018春季生活闘争は、「経済の自律的成長」「包摂的な社会の構築」「人的投資の促進」「ディーセント・ワークの実現」の位置付けのもと、賃金の「底上げ・底支え」「格差是正」と「すべての働く者の立場にたった働き方」の実現に向けて取り組みます。また、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向け、最低賃金の引き上げ、非正規労働者の均等・均衡待遇などを求めていきます。希望と安心社会の実現に向けて、市内企業の健全な活動のための環境整備と、市内経済の発展・雇用の拡大に取り組まれますよう、以下の10項目について要請いたします。

記

1. 長時間労働の是正と過労死ゼロに向けて、市内企業をはじめ、すべての職場に対して36協定未締結、36協定で定める限度時間を超える時間外労働の問題性などについて、新潟県や労働局と連携して周知徹底を行うこと。また、最低限のワークルールを早期に意識付けるための学校教育の実施について検討すること。

2. 年度途中の保育施設等の利用の充実を始めとして、誰もが安心して子どもを産み、仕事と子育てを両立しながら働き続けることができる体制づくりを図ること。また、子ども・子育て支援新制度における市内の保育施設等での「処遇改善等加算」の適切な取扱いについて実態を把握するとともに、不適切な施設への指導を強化すること。

3. 全世代支援型の社会保障制度の充実に向け努力すること。また「地域包括ケアシステム」の構築のため、医療・介護機関の充実を図るとともに、看護・介護に従事する労働者の労働条件の改善と人材確保のための取り組みを強化すること。

4. 市内の非正規労働者や短時間労働者が増加していることから、社会保険制度の加入促進に向けて、市独自で啓発活動を行うとともに、未適用事業所に対する指導強化のための働きかけを行うこと。

5. 若者の雇用について、市内への企業誘致など雇用創出を推進するとともに、その情報を県内外へ積極的に発信し、Iターン、Uターン者による市内就職の増加が図られるよう人口減少に歯止めをかける対策を講じること。

6. 希望する全ての労働者が65歳まで働ける環境を推進するため、労働局、新潟県と連携し市内企業の現状を把握・点検するなど、高齢者雇用における勤務・労働条件の改善を進めること。

7. 労働契約法第18条改正により、2018年4月から無期雇用契約を申し込める有期雇用契約労働者が現れることから、その内容を広く市民、市内事業主に周知するとともに、無期雇用契約への変更を回避する目的での雇止めが行われることがないよう労働局、新潟県と連携し対策を講じること。

8. 改正育児・介護休業法について、男女がともに仕事と育児・介護を両立できる環境の整備のため、労働局、新潟県と連携を取りながら、市内企業の現状把握と指導を行うこと。

9. 障害者雇用促進法改正による障がい者の法定雇用率引き上げについて、各職場における障がい者への差別撤廃や働きやすい職場環境作りに向けた施策を講ずること。また、2021年4月までのさらなる引き上げについて周知するとともに、障がい者の雇用促進へ向けた取り組みを強化すること。

10. 教員の労働実態について、「過労死ライン」である月80時間以上の時間外労働に相当する教員が多く存在している現状であり、教員の健康や教育の質の確保が危機的な状況にあることから、新潟県教育委員会、胎内市教育委員会と連携し、学校における労働実態の把握および長時間労働の是正を目的とする働き方改革の実現に向け取り組むこと。